

F2-25

景観整備の質的向上に資するマネジメント手法に関する研究

- 景観まちづくり刷新支援事業に着目して -

A Study on the Means for Quality Control in Landscape of Public Works

- Focus on Activities to Support Revitalization of Landscape Planning -

○井上雄大¹, 阿部貴弘²

*Yuta Inoue¹, Takahiro Abe²

Abstract: Because public facilities are larger in scale than buildings and have a large influence on the landscape formation, improving the quality of the landscape maintenance of them is important. This study researches with model districts focused on it methods of promoting landscape planning and its project and clarifies methods to improve the quality of landscape improvement of public facilities.

1. はじめに

建築物と比較して規模の大きい公共施設の整備は、地域の景観形成に及ぼす影響が大きい。つまり、地域の景観向上を進めるうえで、公共施設の景観整備の質的向上を図ることが重要であると考えられる。

現在、国土交通省は、良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進するモデル地区を 10 地区指定し、平成 29 年度より 3 か年で集中的にまちの景観を刷新する「景観まちづくり刷新支援事業」を実施している。本事業のモデル地区選定にあたっては、事業採択時評価の客観的評価指標として、「本事業の実施及び本事業の実施後の継続的な空間の質的向上にあたり、必要なノウハウや実績を有している」ことや「空間の質的向上が見込まれる地区」であることが示されている。すなわち、これらのモデル地区では、公共施設の景観整備において質的向上をマネジメントするための手法が蓄積されていると考える。

そこで本研究は、地域の景観向上の推進に向けて、景観まちづくり刷新支援事業のモデル地区 (Figure 1) を対象として、景観整備の質的向上に資するマネジメント手法を明らかにすることを目的とする。



Figure 1. Map of Study Areas

1 : 日大理工・学部・まち 2 : 日大理工・教員・まち

2. 既存研究のレビュー

既存研究 [1] ~ [4] では、景観計画のマネジメント手法については言及があるものの、そうした手法と実際の事業との関係については、これまで十分な研究成果が得られているとは言い難い。

3. 研究方法

(1) 景観計画の分析

景観まちづくり刷新支援事業の事業採択時評価の客観的評価指標には「景観法に基づく景観計画の区域内 (中略) で実施される」とあり、景観まちづくり刷新支援事業における景観整備の質的向上にあたっては、景観計画との関連が深いと考える。そこで、各モデル地区の景観計画の内容を把握・整理したうえで (Table 1) 景観計画に位置付けられたマネジメント手法と景観まちづくり刷新支援事業との関係を分析する。

(2) 事業実施体制の分析

各モデル地区へのヒアリングに基づき、景観まちづくり刷新支援事業を実施する際の景観整備の質的向上に資するマネジメント手法を把握・整理する (Table 2)。

4. 分析結果と考察

景観まちづくり刷新支援事業では、新たに協議会を設置して事業内容について協議する地区もあるが、これらの協議会では、景観整備の質的向上に関する協議は実施されていない。一方、景観計画との関係を見ると、各地区において、景観計画に位置付けられているガイドラインや景観アドバイザーが活用されており、既存の景観計画のマネジメント手法が事業実施時にも重要な役割を果たしている。

今後は、ガイドラインの具体的な運用方法や景観アドバイザーの協議内容・方法について分析を深める

学会計画論文集，第 75 巻，第 658 号，pp. 2855-2862, 2010

[3]岡崎篤行:「景観条例の運用実態からみた景観形成および景観法の課題 <特集 まちづくりにおける景観アプローチ>」雑誌名, Vol. 15, No. 4, 2004

[4]小浦久子:「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究—初期に策定された景観計画を事例として」日本都市計画学会都市計画論文集, No. 43-3,

5. 参考文献

[1]日高圭一郎:「地方公共団体における景観形成の手法に関する研究」,九州大学.1997, 博士論文, pp. 14-28, 1997

[2]江本晃美, 大貝彰, 谷武:「景観条例等による景観まちづくりの取組の実態と課題に関する分析」日本建築

Table 1. Comparison of Landscape Planning

自治体名	計画名	景観計画区域		届出対象行為(全域)													景観重要建築物	景観重要樹木	景観重要公共施設	景観協議会	景観協定	景観整備機構	景観審議会	ガイドライン				
		市全域	重点地区	必須			選択																					
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬												
函館	函館市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●
弘前	弘前市景観計画	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
水戸	水戸市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●
敦賀	敦賀市景観計画	●	●	×	●	●	×	●	●	●	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●
高山	高山市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
田辺	田辺市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
篠山	篠山市景観計画	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	●	●
長門	長門湯本地区景観計画	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●
高松	高松市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
長崎	長崎市景観計画	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●

※●:有 ×:無 ①建築物 ②工作物 ③開発行為 ④屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ⑤土石の採取、鉱物の採取 ⑥土地の形質の変更 ⑦水面の埋立又は開拓 ⑧屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ⑨木竹の伐採 ⑩特定照明 ⑪土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ⑫大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造 ⑬屋外広告物の色彩・形態意匠

Table 2. Activities to Support Revitalization of Landscape Planning

自治体名	景観整備の質的向上に資する取組み
函館市	・景観アドバイス制度により、指定区域で規模に該当した場合はアドバイスを義務づける。景観アドバイザーは設計期間中に関わる。
弘前市	・進捗状況に応じて、景観まちづくり刷新事業の為の協議会を開催する。 ・景観まちづくり刷新支援事業に関わる外部関係者については、意見をいただきたい専門家や関係団体を抽出し、委嘱や推薦を行う。
水戸市	・都市景観専門委員より、景観に関わる様々な案件に関する助言や指導を受ける。 現在、都市景観専門委員は景観、都市計画、建築、色彩などの分野の方5名を委嘱している。 ・水戸市公共施設景観形成ガイドラインを作成し、景観形成を図る上で配慮すべき点を示す。 ・景観に関する付属機関として都市景観審議会を開催する。 ・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を年1回以上開催する。
敦賀市	・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を開催する。 ・敦賀駅周辺ガイドラインを作成する。
高山市	・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を年2回開催する。 ・高山駅周辺地区景観ガイドラインを作成する。
田辺市	・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を年1回以上開催する。 ・景観まちづくり刷新支援事業では、コンサルタントとの協議の場で良好な景観形成について話しあう。 ・街並みデザインガイドラインを策定する。
篠山市	・2名の専門家にアドバイスを求めるが、1名は週4日市の職員として勤務する。 ・専門家は景観まちづくり刷新支援事業における全ての事業に関わり、設計期間中にアドバイスを求める。
長門市	・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を年2回開催する。 ・長門湯本温泉観光まちづくり計画の一部として景観まちづくり刷新支援事業が行われており、推進体制としてデザイン会議が提案し推進会議で意思決定される体制がある。 ・長門湯本温泉観光まちづくりガイドラインを作成する。
高松市	・景観まちづくり刷新支援事業の為の協議会を月4回開催する。 ・高松市内の地域活性化を目的とした団体である地域プラットフォームに所属する大学教授にアドバイスを求める。 事業の最初から最後まで アドバイスを受ける。 ・高松市景観・広告デザインガイドライン、高松市屋外広告物ガイドラインを作成する。
長崎市	・刷新事業に限らず景観の監修やアドバイス、市役所職員の人材育成を行う景観専門監を設置する。 ・景観専門監はいずれの部局に属さず、あらゆる事業を監修対象にすることができる。 ・長崎駅周辺まちづくりガイドラインと深堀地区景観まちづくりガイドラインを作成する。